

各事業の取組み状況

計画の目標 ①人権という普遍的文化の構築
②人の多様性を認め合う共生社会の実現

資料3

1 学校教育における人権教育に関する施策	(1) 学校における人権教育の推進	<p>主な取組みや成果</p> <p>全ての学校で、児童生徒が発達段階に応じて人権の意義や内容・重要性について理解し、具体的な態度や行動に現れるようにすることを目指し人権教育に取り組んだ。</p> <p>学級集団アセスメントを実施し、その活用によって、より良い人間関係づくりを推進することで、不登校児童生徒の減少や不登校の未然防止を図った。また、児童生徒の実態把握のため、Q-Uの回答について、専門家の助言を受けて分析し、心のバランスを崩している児童生徒を洗い出し、早期発見につなげる支援を行った。</p> <p>SNS等におけるネットの問題ある書き込みや画像について監視し、学校へ情報提供を行い、児童に対して削除・修正等の指導を行うことで、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対策を図った。</p> <p>教育と福祉に関する支援を行うスクールソーシャルワーカーを、全ての中学校区へ配置し、また、高等学校へ試行的に配置した。支援が必要な児童生徒について、小・中学校及び高校の連携が強化されるとともに、トラブルの未然防止、早期発見・対応が効果的に進めるようになってきた。</p>	<p>課題と取組みの方向性</p> <p>児童生徒については、複雑化していく社会の中で課題が多様化しているため、引き続き、子どもの発達段階に応じて、人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力を育成する必要がある。</p> <p>児童生徒が抱える課題が複雑化しており、個に応じたより細やかな支援が求められるようになっているため、Q-Uの結果を細かく分析し、校内研修の充実や児童生徒の変容を把握する必要がある。</p> <p>「学校ネットパトロール事業」については、児童生徒の情報モラルを向上させ、SNSを活用したコミュニケーションのあり方等の研修を深めていく必要がある。</p> <p>子どもの課題の背景が複雑に絡み合っているため、教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがお互いの専門性を生かしつつ、教育相談体制を強化していく。</p>
	(2) 教職員の資質・能力の向上・活性化	<p>主な取組みや成果</p> <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修、全市人権教育研修、校内人権教育研修を実施し、課題に応じた様々な研修を用意することで教職員としての実践的指導力を高めた。</p> <p>教育委員会主催人権研修では、経験年数が短い教職員の人権教育に関する基礎的な知識理解を深める研修を集中的に実施するとともに、オンラインやオンデマンドでの配信資料をもとに研修を実施した。</p> <p>校内人権研修においては、研修の満足度が97%前後と高く、多くの教職員が、自分自身の人権教育に対する意識や指導力が高まったと感じている。</p> <p>全教職員対象に、体罰に関する意識調査を行い、体罰の前兆といわれる不適切な指導の発生において、聞き取り、指導、報告を行い迅速に対処した。</p>	<p>課題と取組みの方向性</p> <p>今後も経験年数が短い教職員に対して、人権教育に関する基礎的な知識理解を深めるための研修を集中的に実施する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機として、状況に左右されずに研修を実施できるよう、「集合・対面型」「双方向型のオンライン型」「オンデマンド型」など、研修の内容や意図に応じた研修の在り方を検討し、効果的な研修を計画的に行う。</p> <p>体罰については依然として発生しているため、リーフレット及び研修・資料編の見直しを行うとともに、体罰の根絶に向けた新たな取組みの推進や体罰緊急対応チームの運営を強化していく。</p>
	(3) 指導書・資料等の整備・活用	<p>主な取組みや成果</p> <p>人権教育を効果的に推進するため、各種指導書やマニュアルを整備するとともに、研修会等で活用している。</p> <p>改訂した「人権教育の手引き」については、4月中に全教職員への配布を完了し、小学校の校内研修等で活用し、人権教育の効果的な推進が図られた。</p> <p>「虐待防止マニュアル」については、関係機関と連携し、福岡市版「虐待対応の手引き」を改訂し、全学校に周知し共通理解を図ることができた。</p>	<p>課題と取組みの方向性</p> <p>各種指導書やマニュアルについては、一部、活用が十分でないものもあり、更なる活用促進を図るため、活用状況等を調査し、具体的な事例等を周知することで活用の促進を図る。</p> <p>「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」については、掲載事例等を見直し、より活用しやすくなるよう改訂する必要がある。また、中学校での活用率を向上させるため、社会科担当以外の教員に対しても資料の周知を図る。</p> <p>「いじめ対応マニュアル」は作成から10年以上経過しているため、平成30年に改訂した「福岡市いじめ防止基本方針」に合わせて改訂するとともに、全教職員へマニュアル改訂とその活用の周知を徹底する。</p>
	(4) 家庭・地域や関係機関・団体との連携	<p>主な取組みや成果</p> <p>各校種間、家庭・地域、企業、関係機関等と連携して取組みの充実を図った。</p> <p>「いじめ防止対策委員会の推進」については、全学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員、保護者、地域等の役員と連携し情報交換を図るため「いじめ防止対策委員会」を設置した。</p> <p>特別支援学校卒業生の就労促進については、企業、行政、労働機関、保護者等で「夢ふくおかネットワーク」を組織した。生徒がビジネスマナーやスキルを学ぶ職業技能指導者派遣事業や特別支援学校技能検定を通して、就労を促進した。</p> <p>進路指導事業では、新型コロナウイルスの影響により高校訪問は中止となったが、福岡地区の高校67校へ卒業生の進路状況調査を書面にて行った。</p>	<p>課題と取組みの方向性</p> <p>各事業ともに、引き続き各校種間、家庭・地域、企業、関係機関等との連携強化を図り、その成果を上げるよう努めていく。</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」については、各学校の実態に合わせ適宜見直しを行う。また、新型コロナウイルスの影響により、「いじめ防止対策委員会」の開催をできなかった学校もあるが、書面により個人情報を除く最低限の内容を確認した。今後、毎学期実施できるように体制・開催方法を整え、内容の充実を図る。</p> <p>特別支援学校卒業生の就労促進については、実習や体験活動の方法を見直し、オンラインやオンデマンドを利用した研修も検討していく。</p> <p>進路指導事業については、小・中学校の教員が高等学校との連携の必要性を認識し、小・中学校の教育活動に活かせるよう、進路指導協力者会議を開催する。</p>

2 社会教育における人権教育に関する施策	(1) 人権教育に関する学習機会の提供	<p>主な取り組みや成果</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、公民館が主催する人権問題学習講座は中止や開催方法を変更したところもあったが、実施した講座では参加者が意見を交換することで、人権がより身近なものとなり、日常生活の中で人権問題への気づきを促すものとなったものもある。</p> <p>各区においても、中止や開催方法の変更があったが、当事者や人権問題の解決に取り組んでいる人を招いて連続した人権講座を実施し、参加者の9割程が「人権に関する理解が深まった」と回答した。</p> <p>また、人権教育教材の整備を進めるとともに、各区生涯学習推進課所有のDVD教材一覧の作成により情報共有を図り、公民館等やPTA等に教材の貸し出しを行った。</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>公民館及び区主催講座ともに、高齢の参加者が多く、また固定化する傾向があり、より幅広い市民に参加してもらうため、テーマや講師の選定に加え、映画や演劇など講座形式以外の方法も検討していく。また、コロナ禍に対応していくため、オンライン配信等も検討していく必要がある。</p> <p>人権教育教材については、公民館や学校、企業等に広く情報提供することで効果的な活用を図る。また、予算が限られているため、教材を厳選するとともに他区と共同利用を進めていく。</p>
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	<p>主な取り組みや成果</p> <p>「地域の教育力育成・支援事業」については、助成金の交付を通じてグループの活動を支援するとともに、学習会等へ訪問し、事業の企画実施に関する助言等を行った。</p> <p>「不登校の子どもの保護者支援事業」については、NPOと共働してセミナー等の開催や相談窓口のホットラインを開設。更に不登校の子どもの保護者会を開催する学校を支援し、不登校家庭の孤立化の防止を図った。</p> <p>「家庭教育支援事業」では、新型コロナウイルスの影響により、入学説明会への講師派遣や研修会等、多くの事業が中止となり、保護者に対し子どもの基本的な生活習慣等について啓発ができなかった。</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>「地域の教育力育成・支援事業」については、既存のグループのさらなる活動の充実と広がりを目指しつつ、ホームページや市政だよりの掲載、学校・公民館へのチラシ配布等の広報活動を通して、新規グループの開拓を図る。</p> <p>不登校の子どもの保護者支援事業については、不登校で悩んでいる保護者を当事者の立場から支援するという事業の特徴を活かし、学校や専門職とは異なる視点で家庭支援、孤立化防止を図っていく。</p> <p>また、入学説明会を活用した学習会については、保護者に基本的な生活習慣の重要性を理解してもらう機会であることを学校に丁寧に説明し、新規実施校の増加を図るとともに、オンラインでの開催やオンデマンド配信などを検討する必要がある。</p>
	(3) 市民主体の取り組みへの支援及び連携	<p>主な取り組みや成果</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、人権啓発地域推進組織全市交流会が中止となり、各人尊協の活動においても、多くの事業の中止や規模の縮小を余儀なくされたが、事業の見直しを行い、創意工夫を凝らした人権啓発事業に取り組むところも多かった。</p> <p>PTAについては、新型コロナウイルスの影響により、中止せざるを得なかった研修会が多かったが、感染状況に留意し、PTA人権教育研修担当者連絡会を行った。研修会の企画運営をPTA役員が主体的に担うことが定着してきた。</p> <p>人権啓発連絡会議では、新型コロナウイルスの影響により、総会や研修会の多くが中止となった。</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>各人尊協の活動内容の工夫改善や人的交流の活発化が図られるよう、各区と連携しながら、実情に応じた支援を行っていく。</p> <p>人尊協の交流会やPTA人権研修など多くの人が集まる事業については、新型コロナウイルス感染防止のため「新しい生活様式」を踏まえて実施するほか、オンライン方式等の開催方法を検討する。</p> <p>人権啓発連絡会議については、区と関係機関・団体が協力し、事業内容や実施方法を検討しながら人権啓発を進めていく。</p>
3 特定職業従事者の人権教育の推進	(1) 教育委員会事務局職員	<p>主な取り組みや成果</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、外部講師による講演は中止となった。内部講師による講義についても、集合研修は実施せず、資料の配布による研修を実施した。</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>新型コロナウイルスの状況を踏まえ、研修の実施方法を検討する。身近な人権問題など、時勢を捉えた研修内容を実施するとともに、人権意識のさらなる向上を図るため身近な問題をテーマとするなど、研修内容の充実に努める。</p>
	(2) 教職員	<p>主な取り組みや成果</p> <p>1の(2)に同じ</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>1の(2)に同じ</p>
	(3) 社会教育関係者	<p>主な取り組みや成果</p> <p>各区の主任社会教育主事等を対象に、人権問題についての共通理解、認識を図るとともに専門的力を高めることを目的に研修を実施した。新型コロナウイルスの影響により、屋外での研修や、会場参加とオンライン配信のハイブリット型研修を取り入れた。</p> <p>公民館職員に対する研修については、新型コロナウイルスの影響により、中止となったところもあったが、実施した研修は、参加者の9割以上が「仕事の役に立つ」と回答がっており、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができた。</p>	<p>課題と取り組みの方向性</p> <p>社会教育主事、公民館職員などに対する研修については、時代に即した必要な知識等について実践的な内容を企画・実施していく。</p> <p>研修開催方法については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため「新しい生活様式」を踏まえて実施するほか、オンライン方式による開催などを検討する。</p>